第三十六条第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「百六十三万円」を「百七十四万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改め、同条第十二号中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。

附則第三条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則中第五条から第七条までを削り、第八条を第五条とし、第九条を第六条とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十一号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「四万二千九百二十円」を「四万四千二百八十円」に、「五万三千六百五十円」を「五万五千三百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）」を「障害者の配偶者」に改め、同条第二項中「障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者」を「障害者又はその配偶者」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十四号

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

一　未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）第二条

二　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の五